

一、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 五、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 六、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 七、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 八、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 九、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十、本會より工部へ二人轉送せしむる事

一、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 五、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 六、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 七、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 八、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 九、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十一、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十二、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十三、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十四、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十五、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十六、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十七、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十八、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 十九、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十一、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十二、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十三、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十四、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十五、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十六、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十七、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十八、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 二十九、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十一、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十二、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十三、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十四、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十五、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十六、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十七、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十八、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 三十九、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十一、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十二、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十三、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十四、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十五、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十六、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十七、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十八、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 四十九、本會より工部へ二人轉送せしむる事
 五十、本會より工部へ二人轉送せしむる事

財團協調會名古屋出張所
 財團協調會名古屋出張所

二十七日午前十時久保田製作所本工場（名古屋西區兒玉町）ニ於テ植田常務ト従業員ハ労働組合代表石川友右衛門、朴英學ト共ニ會見ヲ求メタルモ植田常務ハ労働組合代表トハ會見サズトナシテ、従業員トノミ會見シ、今後トモ組合ノ介在ノ場合ハ會社ハ絶對ニ要求ニ應ゼズト強硬ナル態度ヲ持シ、従業員ハ組合ノ指導下ニ進ム旨ヲ述ベタルノミニテ物別レトナリ従業員側ハ二十七日爭執團本部ヲ結成シ、文書戦術ヲ取り進シダガ三十一日ニ至リ、組合幹部四名ハ檢束セラレ、同日午後一時ヨリ鍋屋署ニ於テ縣岡田調停官補幹施ノ下ニ圓滿解決シタ

解決條件

一、會社側ハ從來通りノ従業員ノ收入（一人一ヶ月十五割平均）ヲ得セシムル爲ノ作業能率ヲ極力持續ニ努ムルコト
 但シ従業員ノ精分作業一日ニ滿タザルトキハ其ノ分ヲ常備給ニテ支給スルコト